

第75回行田市都市計画審議会 傍聴人感想

- 生産緑地の買取り申出がなされた土地は市が買取るものだと思っていたが、法手続きを経た後に生産緑地の指定が解除（行為制限が解除）されれば、相続人が引き続き所有できるということが、説明により理解できた。
- 様々な資料が理解の参考になった。
- 廃止についての審議及び買取りの説明が混在していたことから、当該地は市が買取るもののように聞こえた。
- 「市の買取りなし→農業従事者の希望なし→行為制限の解除→都市計画決定の変更」となった場合、現在の所有者は「生産緑地地区」の指定を受けていない土地を所有するということになるのか。